

令和6年度

定期監査報告書

令和7年3月6日

本巢市監査委員

目 次

定期監査結果報告	1
総務部（総務課）	3
企画部（人事秘書課）	6
水道環境部（環境課）	8
健康福祉部（福祉支援課）	10
健康福祉部（長寿支援課）	13
産業経済部（農政課）	16
産業経済部（商工観光課）	18
都市建設部（都市計画課）	21
教育委員会（学校教育課）	24
教育委員会（幼児教育課）	27

期 監 査 報 告 書

1 監査の目的

令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じ過年度分も対象）について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、公平・公正かつ適正に執行されているか、また、経済的・効率的かつ有効的に執行されているかを検証することを目的として次のとおり監査を実施した。

2 監査期日及び監査対象課

監 査 期 日	監 査 対 象 部 署
令和 7年 2月 3日(月)	①総務部 総務課 ②企画部 人事秘書課 ③水道環境部 環境課 ④健康福祉部 福祉支援課 ④健康福祉部 長寿支援課
令和 7年 2月 4日(火)	①産業経済部 農政課 ②産業経済部 商工観光課 ③都市建設部 都市計画課 ④教育委員会 学校教育課 ⑤教育委員会 幼児教育課

3 監査の対象

令和5年度及び令和6年度の令和6年12月27日までに執行した事務事業のうち、次の項目を主眼として定期監査を実施した。

監 査 対 象 部 署	主 眼 項 目
総務部 総務課	(1) 市営バス運行事業(根尾地域以外)について(令和5・6年度) (2) 消防署整備事業について(令和6年度) (3) 洪水ハザードマップ更新事業について(令和6年度)
企画部 人事秘書課	(1) R6 随意契約について (2) 職員採用等の状況について(令和5・6年度) (3) 職員研修の状況について(令和5・6年度)
水道環境部 環境課	(1) R6 随意契約について (2) もとす広域連合衛生施設負担金について(令和5・6年度) (3) 動物死体処理委託料について(令和5・6年度)
健康福祉部 福祉支援課	(1) R6 随意契約について (2) 重層的支援体制整備事業について(令和6年度) (3) 児童手当支給事業について(令和5・6年度)
健康福祉部 長寿支援課	(1) R6 随意契約について (2) 紙おむつ購入費助成事業について(高齢者)(令和5・6年度) (3) 糸貫ぬくもりの里屋上防水改修事業について(令和6年度)
産業経済部 農政課	(1) 元気な農業産地構造改革支援事業について(令和5・6年度) (2) スマート農業技術導入支援事業について(令和5・6年度) (3) 新規就農者経営発展支援事業について(令和6年度)
産業経済部 商工観光課	(1) R6 委託料について (2) 事業者サポート補助金交付事業について(令和5・6年度) (3) 企業立地促進奨励金交付事業について(令和5・6年度)
都市建設部 都市計画課	(1) R6 随意契約について (2) 屋根雪下ろし安全対策事業について(令和6年度) (3) もとまるパーク運営管理事業について(令和5・6年度)

教育委員会 学校教育課	(1) R6 委託料について (2) 小学校指導用教材購入事業について(令和6年度) (3) 地産地消拡大事業について(令和5・6年度)
教育委員会 幼児教育課	(1) R6 随意契約について (2) 小規模保育事業施設整備補助事業について(令和6年度)

4 監査の方法

監査の対象となった事務の執行について、あらかじめ各監査対象部署に指定した監査資料及び関係書類の提出を求め、監査委員が担当部課長又は担当職員より説明を受けたのち、事情聴取を行った。

5 監査の事項

監査では、証憑突合そのほか通常実施すべき項目に加え、「2 監査の対象の主眼項目」として記載された事業等について着眼点を設定し、その着眼点を中心に聞き取り調査等により監査を行った。

6 監査の結果

監査を実施した対象部署の監査結果は、次に示すとおりである。

なお、文中で特に説明のない数値は、令和6年12月27日現在のものである。

総務部（総務課）

【監査結果】

今回の定期監査は、総務部総務課の市営バス運行事業（根尾地域以外）、消防署整備事業及び洪水ハザードマップ更新事業についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 市営バス運行事業（根尾地域以外）について（令和5・6年度）

事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

高齢化の進展により、通院や日常の買い物、公共施設の利用など公共交通の整備に対する市民ニーズが高くなっている中、より利便性の高い市営バスの運行を図ることを目的に運行するものである。

（2）事業の内容

【利用料金】 無料

【運行路線】 4路線

①本巣北部線（月・水・金曜日、1日5便）

②本巣・糸貫線（火・木・土曜日、1日6便）

③真桑線（火・木・土曜日、1日6便）

④弾正線（火・木・土曜日、1日6便）

【委託方法】 自家用自動車管理業に基づく全面委託

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
本巣市市営バス（本巣・糸貫・真正地域）運行业務[R5年度]	随意契約 （1者）	市営バスの運行、維持管理
本巣市市営バス（本巣・糸貫・真正地域）運行业務[R6年度]	指名競争入札 （5者）	市営バスの運行、維持管理

（3）事業実施による効果等

地域住民の日常生活において、交通手段の確保につながる。

2. 消防署整備事業について（令和6年度）

事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

消防広域化に伴い、地域の実情や社会経済の情勢、行財政改革等の視点を踏まえつつ、合理的でかつ妥当性のある消防サービスが提供できるよう、消防事務委託先の岐阜市消防本部で消防力適正配置調査を実施し、策定された適正配置計画に基づき、署所の再配置を行うものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
本巣消防署造成工事積算・現場管理業務	随意契約 (1者)	造成工事の発注設計書及び変更設計書の作成、施工段階における現場管理
本巣消防署建設工事管理業務	指名競争入札 (8者)	工事の内容を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを1級建築士により確認
本巣消防署建設建設工事の設計意図伝達業務	随意契約 (1者)	工事の施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に行う

○工事請負

工事名	契約方法	工事概要
本巣消防署造成工事	一般競争入札 (11者)	土工・擁壁工・雨水排水設備工・構造物撤去工 移設工・仮設工
本巣消防署建設工事	一般競争入札 (2者)	敷地面積：4472.45 m ² 延床面積：2378.01 m ² 建築面積：1455.32 m ² 構造：RC造2階建 庁舎棟、訓練塔、自家給油施設等 建築工事1式、電気設備工事1式、機械設備工事1式

(3) 事業実施による効果等

消防広域化に伴う国の財源措置を活用し整備することで、消防署建設費用の負担軽減が可能となり、また適正配置計画による消防署の市内移転により、現場到着時間の減少など、市内の消防力が強化され、市民の安心・安全が確保される。

3. 洪水ハザードマップ更新事業について(令和6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

令和3年の水防法改正に伴い、浸水想定区域作成対象河川が増加したため、新庁舎移転機に本巣市を北部と南部に分け、図面を大型にすることで、浸水想定区域や避難ルート、避難所等を分かりやすく示し、市民等の早期の避難完了につなげる。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
本巣市洪水ハザードマップ作成業務	指名競争入札 (7者)	令和3年の水防法改正に伴い、浸水想定区域作成対象河川が増加し、その内容をハザードマップへ反映させる

(3) 事業実施による効果等

洪水ハザードマップを本巣市北部と南部に分けて大型化することで、浸水想定区域や避難ルート、避難所等を分かりやすく示し、市民等の早期の避難完了につなげる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である市営バス運行事業(根尾地域以外)、消防署整備事業及び洪水ハザードマップ更新事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

市営バス運行事業(根尾地域以外)は、乗車率の向上を目指し効果的な運用を図るとともに、利用者以外に対する市民アンケートの実施など、市民の求めているニーズについて詳細に分析・把握などを行うことにより、市営バスの利用促進に努められたい。加えて公共交通システムを効果的に運用するためには、運行事業者との連携が不可欠であることから、今後も事業の遂行に際し綿密な協議のもと事業を遂行されたい。

また、消防署整備事業は、消防事務委託先の岐阜市消防本部により策定された適正配置計画に基づき整備する事業である。今後、この消防署の整備により市内の消防力の強化や市民の安心・安全の確保に繋がることを望む。

次に、洪水ハザードマップ更新事業は、水防法の改正により岐阜県の洪水浸水想定区域図が新規に公表されたこと、また本庁舎の移転に伴って新たに洪水ハザードマップを作成する事業である。図面を大型化、避難ルートや避難所を分かりやすく示すことで、実際の災害時に市民が活用し安全に、また早期の避難に繋がることを望む。

企画部（人事秘書課）

【監査結果】

今回の定期監査は、企画部人事秘書課の随意契約、職員採用等の状況及び職員研修の状況についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和6年度の委託業務（随意契約分）は「職員ストレスチェック業務」「本巢市人事評価システム運用支援業務」のほか5件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが2件、同条同項第2号によるものが5件である。

業務内容は、職業性ストレス簡易調査票を利用し職員のストレスチェックをWebによる実施、人事評価制度システムLGWAN版の保守・運用などである。

2. 職員採用等の状況について(令和5・6年度)

令和5・6年度の職員採用等の状況については、次のとおりである。

年度	回	職 種	1次試験		2次・(3次) 試験		採用年月日	採用者数 ※ 0 は社会人
			応募者数	合格者数	受験者数	合格者数		
R 5	第1回	一般行政職	43	25	16(4)	10(3)	R6. 4. 1	4(2)
	第2回	一般行政職	41	12	9(3)	7(2)	R6. 4. 1	6(2)
	第3回	保育士	2	2	2	2	R6. 4. 1	2
	合 計		86	39	27(7)	19(5)		12(4)
R 6	第1回	一般行政職	11(11)	8(8)	7(5)	5(3)	R6. 7. 1	3(3)
	第2回	一般行政職	97(14)	18(4)	11(4)	3(0)	R7. 4. 1	1
	第3回	一般行政職	16	8	7	2	R7. 4. 1	2
		保育士	0	—	—	—	—	—
	第4回	保育士	0	—	—	—	—	—
	第5回	保育士	0	—	—	—	—	—
合 計		124(25)	34(12)	25(9)	10(3)		6(3)	

※令和5年度退職者15人

※令和6年4月現在職員数302人

3. 職員研修の状況について(令和5・6年度)

令和5・6年度の職員研修の状況については、次のとおりである。

		令和5年度	令和6年度
職場内研修	基礎事務研修(1～3年目)	27人	29人
	基礎事務研修(係長・主査)	—	60人
派遣研修	県実務研修生	0人	0人
	自治大学校	2人	1人
	市町村職員中央研修等	5人	3人
県市町村職員 研修センター	新規採用職員	10人	12人
	階層別職員	29人	36人
	専門研修	150人 (うち市議2人)	171人 (うち市議3人)
広域連携研修	岐阜連携都市圏連携事業	3人	4人

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、職員採用等の状況及び職員研修の状況については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

職員採用等の状況については、内定を行っても辞退する者が増加しており予定どおりの職員確保に苦慮している。今後、本市の公務の魅力発信や試験方式の工夫などで、定員適正化計画の職員数を確保できるよう努められたい。

また、職員研修の状況については、計画的な内部研修、外部研修を行われているところである。しかし今後、多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に対応するためにも、組織ごとの課題を明確に把握し対応した研修を行うことで、これからの行政サービスに求められる人材育成を行うことを望む。

水道環境部（環境課）

【監査結果】

今回の定期監査は、水道環境部環境課の随意契約、もとす広域連合衛生施設負担金及び動物死体処理委託料を主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和6年度の委託業務は「降下ばいじん検査業務」「一般廃棄物収集運搬処理等業務」のほか26件であり、そのうち入札によるものが2件、残り26件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが8件、同条同項第2号によるものが16件、同条同項第3号によるものが1件、同条同項第9号によるものが1件である。

業務内容は、一般廃棄物の収集運搬（処理）業務のほか、各種廃棄物の収集運搬業務などである。

(2) 備品購入及び物品購入

令和6年度の備品購入は「可燃ごみ集積保管庫」の購入が1件、物品購入は市指定ごみ袋等の購入の2件である。そのうち入札によるものが2件、見積書の徴取による随意契約が1件である。また、その随意契約の理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

2. もとす広域連合衛生施設負担金について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定に基づき、地域住民から発生するし尿及び浄化槽・農業集落排水施設の汚泥を、瑞穂市・本巢市・北方町の2市1町で構成する「もとす広域連合衛生施設」によって、効率的・衛生的に処理事業を行うため、負担金を拠出する。

(2) 事業の内容

○令和5年度	衛生施設運営費市町村負担金（本巢市）	90,158千円
	本巢市搬入率	38.44%
○令和6年度	衛生施設運営費市町村負担金（本巢市）	76,879千円
	本巢市搬入率	38.27%

(3) 事業実施による効果等

もとす広域連合衛生施設による広域的な生し尿等の汚泥処理を実施することにより、地域住民の快適な生活環境の保全が保たれる。

3. 動物死体処理委託料について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条及び第6条の2の規定により、公共用道路等での飼い主不明な犬・猫の小動物や野生動物の死体を市の一般廃棄物処理許可業者に委託し改修処理を行うもの。

(2) 事業の内容

○処理実績

令和5年度	390頭 (大型25頭、小型365頭)
令和6年度 (12月27日現在)	303頭 (大型30頭、小型273頭)

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、もとす広域連合衛生施設負担金及び動物死体処理委託料については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

もとす広域連合衛生施設負担金は、瑞穂市・本巣市・北方町の2市1町で構成するもとす広域連合衛生施設を利用しているところであるが、今後の2市1町の公共下水道の整備の状況によっては、もとす広域連合衛生施設のあり方を検討する必要があると考える。

また、動物死体処理委託料は、全国的に人里に出没する大型野生動物が増えており、公共道路等における死体処理費用の増加が懸念されているところである。このことから野犬、野猫の対策とともに考え、そういった動物の死体の減少に努められることを望む。

健康福祉部（福祉支援課）

【監査結果】

今回の定期監査は、健康福祉部福祉支援課の随意契約、重層的支援体制整備事業及び児童手当支給事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和6年度の委託業務（随意契約分）は「生活困窮者自立支援業務」「行旅死亡人等取扱業務」のほか27件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが1件、同条同項第2号によるものが25件、同条同項第1号及び2号によるものが3件である。

業務内容は、総合行政ネットワークにおける避難行動要支援者管理用の住宅地図利用サービスGIS利用料、低所得世帯支援給付金の受付等に関する業務などである。

(2) その他業務

令和6年度のおもな業務は「生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用料」のほか2件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが1件、同条同項第2号によるものが2件である。

業務内容は、生活保護システムクラウドサービス利用などである。

2. 重層的支援体制整備事業について(令和6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するにあたって「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援が改正社会福祉法で示されている。これらの事業を通じ、継続的な伴走支援や多くの機関が協働して支援を実施するため、「福祉総合相談室」を設置し、断らない包括的な支援体制の構築を目的とする。

(2) 事業の内容

○社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」の創設

- ・市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ・新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須。

○新たな事業の全体像

I 支援体制（包括的な相談支援の体制）

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・他機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組で対応できない狭間のニーズにも対応
（既存の地域資源の活用方法の拡充）

III 地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係性の育成支援）

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

(3) 事業実施による効果等

「生活困窮者自立相談支援機関」「中核機関（成年後見支援センター）」「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」「子ども家庭センター」を統括する「福祉総合相談室」を設置し、各分野の専門的な知識を有した職員を配置することにより、複雑化・複合化する生活課題に寄り添い、本人・世帯の属性にかかわらず、すべてを受け止める包括的な相談体制の整備を図ることができる。

3. 児童手当支給事業について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

「こども未来戦略方針」により、「こども子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策を進めるため、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当の大幅拡充の方針が示された。拡充は令和6年10月分から適用され、同年12月から実施する。

(2) 事業の内容

○拡充による変更内容

①支給対象年齢拡大

18歳まで(H18.4.2以降生まれ)の児童がいる全世帯が対象となる

②所得制限撤廃

上記①に該当する全世帯が児童手当の対象となる

③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人あたりの支給額が一律3万円となる

④算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳～22歳(H14.4.2生まれ～H18.4.1生まれ)の児童となる

⑤支給月の変更

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となる

(3) 事業実施による効果等

本事業の実施により、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援を図り、子育て世帯の家計を応援する。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の随意契約、重層的支援体制整備事業及び児童手当支給事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、属性を問わない包括的な支援体制を構築するものである。地域課題は年々変化しており様々な形に変化していくため、今後も現状に応じた形に随時作り直していくことを望む。

また、児童手当支給事業は令和6年10月から制度が変わり大幅に拡充されたものである。これにより対象となる子育て世帯が増え、また対象金額が増える子育て世帯もあることから、少子化に少しでも歯止めがかかることを期待する。

健康福祉部（長寿支援課）

【監査結果】

今回の定期監査は、健康福祉部長寿支援課の随意契約、紙おむつ購入費助成事業（高齢者）及び糸貫ぬくもりの里屋上防水改修事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和6年度の委託業務（随意契約分）は「一般介護予防事業」「介護予防・生活支援サービス事業」のほか27件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが2件、同条同項第2号によるものが21件、同条同項第1号及び2号によるものが4件、同条同項第5号によるものが1件、同条同項第6号によるものが1件である。
業務内容は、真正すこやかセンターの防犯及び火災の監視、旧庁舎で使用している介護保険システム機器の移設などである。

(2) 工事請負

令和6年度の工事請負は「社会福祉協議会システム庁内LAN配線工事」のほか1件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるものが1件、同条同項第6号によるものが1件である。
業務内容は、本巣市社会福祉協議会システムを利用するために必要なLAN配線などである。

2. 紙おむつ購入費助成事業について（高齢者）（令和5・6年度）

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

在宅の介護を要する高齢者が紙おむつ等を購入するときに、その費用の一部を助成することによりその者の日常生活の便宜を図るとともに、介護者の経済的負担の軽減を図る。

(2) 事業の内容

【対 象 者】 下記の項目全てに該当する人

- ①本市に住所を有し、その住所に居住する65歳以上の人または64歳以下の第2号被保険者
- ②要支援認定または要介護認定を受けており、在宅で寝たきりまたは認知症若しくは常時失禁状態にあり、常時紙おむつを使用する人
- ③介護保険料に滞納がない人

※ただし、世帯に市民税所得割課税額が16万円以上の人がいる場合や施設入所・入院をしている場合は対象外

【助成額】月額4,000円(1,000円×4枚)の助成券を毎月交付
 ※支給要件を見直し、令和6年度から助成金額を5,000円/月から4,000円/月に変更し、更に、対象者要件に介護認定要件、介護保険料滞納制限を設けた

【対象商品】紙おむつ・パンツ式紙おむつ・尿取りパッド・おしりふき・からだふき
 ゴム製等手袋

【事業費】

	令和5年度決算額	令和6年度実績 (令和6年11月末時点)
紙おむつ購入費助成金	9,657千円	5,078千円
消耗品費	12千円	8千円
通信運搬費	184千円	129千円

【利用実績】

	令和5年度決算額	令和6年度実績 (令和6年11月末時点)
延交付者数	2,299人	1,490人
実交付者数	279人	262人
延利用者数	2,039人	1,325人
実利用者数	262人	234人

(3) 事業実施による効果等

助成額の見直しを行うことにより事業継続が可能となり、対象者に紙おむつ購入費助成券を支給することで経済的負担を緩和し、真に必要な人に対して在宅介護の推進を図ることができる。

3. 糸貫ぬくもりの里屋上防水改修事業について(令和6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

糸貫ぬくもりの里は、平成12年の建設から約23年が経過し、経年劣化により屋上防水シートが損傷し、防水機能が低下しており、館内への雨漏りが発生している箇所があることから、屋上防水工事を実施する。

(2) 事業の内容

○糸貫ぬくもりの里屋上防水改修工事監理業務

【業務内容】糸貫ぬくもりの里屋上防水改修工事の施工に係る工事監理業務

【契約方法】指名競争入札(6者)

【契約金額】1,188,000円

○糸貫ぬくもりの里屋上防水改修工事

【業務内容】糸貫ぬくもりの里屋上の防水シートが経年劣化により防水機能を果たさなくなっており館内への雨漏りを防ぐため屋上の改修工事を実施

【契約方法】一般競争入札(5者)

【契約金額】 14,630,000円

(3) 事業実施による効果等

本事業の実施により、施設の長寿命化を図ることができ、利用者が安心して快適に利用することができる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の随意契約、紙おむつ購入費助成事業（高齢者）、糸貫ぬくもりの里屋上防水改修事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

紙おむつ購入費助成事業（高齢者）は令和6年度より助成券を毎月5千円から毎月4千円に見直しているところである。今後も、真に必要な人のために事業が継続できるよう随時見直しを図ることに努められたい。

また、糸貫ぬくもりの里屋上防水改修事業は、建設から23年が経過しているため、今後も計画的に改修を行い、施設の長寿命化に努められたい。

産業経済部（農政課）

【監査結果】

今回の定期監査は、産業経済部農政課の元気な農業産地構造改革支援事業、スマート農業技術導入支援事業及び新規就農者経営発展支援事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 元気な農業産地構造改革支援事業について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

岐阜県が策定した「ぎふ農業・農村基本計画」の目標（産地や地域の生産、流通、販売等の構造改革）を推進するに伴い、事業実施主体（農業協同組合、営農集団、農業生産法人、認定農業者）が、作成した産地構造改革計画に位置づけられた産地の構造改革にかかる取組を強化するため、必要な機械や施設の導入に係る経費の一部を支援する。

(2) 事業の内容

年度	機械施設名	補助交付確定額（円）
5	トラクター、ロータリー、播種機	3,850,000
	レーザーレベラー	1,295,000
	乾燥機バーナー、主操作盤ブレーカー	2,256,000
	播種機、自動棚入装置、昇降機	5,228,000
	精米機、色彩選別機	2,625,000
6	トマト栽培用施設	19,719,000

(3) 事業実施による効果等

本事業の実施により、産地基盤の強化及び産地構造改革が図られ、担い手の育成と産業の振興を図ることができる。

2. スマート農業技術導入支援事業について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

スマート農業技術を導入して、作業の省力化・効率化や技術の平準化を図り、少ない人材での規模拡大や多収・高品質生産により、自身の経営の発展を目指す認定農業者等に対し、それに必要となる農業機器・機械等の導入に係る経費の一部を支援する。

(2) 事業の内容

年度	機械施設名	補助交付確定額（円）
5	直進アシスト付きトラクター	2,520,000
	食味・収量センサー付きコンバイン	3,150,000
6	直進アシスト付きトラクター	2,245,000

(3) 事業実施による効果等

本事業の実施により、ICTやロボット技術、AI等を利用したスマート農業技術の導入を支援することで、高齢化の進展等による担い手不足や労働力不足に対応することができ、認定農業者の作業の省力化・効率化に寄与することができる。

3. 新規就農者経営発展支援事業について(令和6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者の経営発展のための機械・施設等の導入に係る経費の一部を国及び県と連携して支援する。

(2) 事業の内容

年度	機械施設名	補助交付確定額(円)
5	管理機、野菜袋詰機	978,135
	トラクター、動力噴霧器、自動ラップ包装機	3,438,817
6	ビニールハウス保温カーテン設備	未確定

(3) 事業実施による効果等

本事業の実施により、今後の地域農業の中心となる新規就農者の経済的負担が軽減され、生産性や収入の向上など経営発展を図ることができる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である元気な農業産地構造改革支援事業、スマート農業技術導入支援事業及び新規就農者経営発展支援事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

元気な農業産地構造改革支援事業は、必要な機械や施設導入に係る経費を一部支援するものであるが、昨今の急激な円安による農業資材価格が高騰しているなか、経営力の強化に繋がる支援になることを望む。

また、スマート農業技術導入支援事業は、スマート農業技術の導入を支援するものであるが、先端技術を活用することで若者や新規就農者の参入により担い手不足解消に繋がる支援になることを望む。

次に、新規就農者経営発展支援事業は、新規就農者の経営発展のための機械や施設導入に係る経費を一部支援するものであるが、次世代を担う農業者となる新規就農者の獲得に繋がる支援になることを望む。

産業経済部（商工観光課）

【監査結果】

今回の定期監査は、産業経済部商工観光課の委託料、事業者サポート補助金交付事業及び企業立地促進奨励金交付事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 委託料について

委託料（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

令和6年度の委託業務は「本巢市営駐車場管理業務」「文殊の森公園管理業務」のほか39件であり、そのうち入札によるものが6件、残り35件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが15件、同条同項第2号によるものが8件、同条同項第3号によるものが4件、同条同項第5号によるものが6件、同条同項第6号によるものが2件である。

業務内容は、情報館やトイレの清掃・備品管理、防火シャッターの修繕業務、多目的トイレベビーキープの取替などである。

2. 事業者サポート補助金交付事業について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

新型コロナの影響のみならず、急激な円安などによる物価の高騰、地球環境問題への対応など市内事業者を取り巻く環境が変化していく中、事業活動の継続と地域経済の活性化を図るため補助金を交付する。

(2) 事業の内容

【対象者】以下の条件をすべて満たす中小事業者が対象

- ①中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- ②市内に事業所を有する法人又は個人で今後も市内で引き続き事業活動を営む予定である者
- ③市税等の滞納がないこと
- ④本巢市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと

【補助率等】

補助対象者区分	補助率	補助限度額
創業者枠	当該経費の5分の4	1事業所30万円まで
環境改善枠	当該経費の5分の4	1事業所30万円まで
通常枠	当該経費の4分の3	1事業所20万円まで

【対象事業等】○創業者枠

創業に関する事業

○環境改善枠

脱炭素経営に関する事業

○通常枠

販売開拓・拡大に関する事業
業務効率化、生産性・付加価値向上に関する事業
人材育成・確保に関する事業
職場、労働、利用環境改善に関する事業
新分野展開に関する事業

(3) 事業実施による効果等

本事業を実施することにより、市内事業者の事業活動の継続と市内経済の活性化が図られる。

3. 企業立地促進奨励金交付事業について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本市産業の振興に寄与する工場等の誘致を図るため必要な奨励措置を講じ、積極的に産業の振興を促進し、もって雇用の安定と市民所得の向上に資することを目的とする。

製造業に加え情報通信業、運輸業、ホテル等も指定事業者の対象とし、新設のみならず、市内に工場等を有する企業が増設や移設する場合も奨励措置の対象としている。

(2) 事業の内容

【対象地域】本巢市内全域

【奨励対象事業者】本巢市内に事業所（工場等又はホテル等）を新設、増設又は移設する事業者で以下の要件を全て満たす者

①工場等

以下に掲げる事業を行う施設及びこれに附帯する施設

- ・製造業 : 日本標準産業分類に規定する大分類Eの製造業
 - ・情報通信業 : 日本標準産業分類に規定する大分類Gの情報通信業
 - ・運輸・郵便業 : 日本標準産業分類に規定する大分類Hの運輸・郵便業
- ホテル等

日本標準産業分類に規定する大分類M宿泊業、飲食サービス業のうち小分類751の旅館、ホテルかつ旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設

②新たに常時雇用する従業員の数が5人以上（中小企業は3人以上）

③投下固定資産総額1億円以上（中小企業は5,000万円以上）

【交付内容】①誘致奨励金

投下固定資産に対して賦課された固定資産額を限度とし、事業所の操業開始日に属する年度の翌年度から起算して5年度に限り固定資産税額を奨励金として交付

②雇用奨励金

指定事業者に対し、指定の日から満10年を経過するまでの間に、本巢市の住民で、かつ引き続き1年以上常時雇用された従業員について30万円を乗じて得た額の奨励金を交付

【実績】	令和5年度	誘致奨励金：175,845,700円 雇用奨励金：900,000円
	令和6年度 (R6.12.27現在)	誘致奨励金：101,219,300円 雇用奨励金：600,000円

(3) 事業実施による効果等

誘致奨励金は5年間、雇用奨励金は10年間交付対象としていることから、企業にとっては魅力ある奨励制度であり、産業振興に結びつく企業進出や工場等の増設につながる。

また、雇用を確保され、市民の所得向上にもつながる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である委託料、事業者サポート補助金交付事業及び企業立地促進奨励金交付事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

事業者サポート補助金交付事業は、市内事業者を対象に7つの用途に合わせて補助する事業である。今後、めまぐるしく変わる社会情勢に対応するよう、対象事業の随時見直しを図ることに努められたい。

また、企業立地促進奨励金交付事業は、本巢市に新たに立地する企業や市内で事業を拡張する企業に対し固定資産税相当の奨励金や従業員の新規雇用の奨励金を交付するものである。令和7年度には本巢インターチェンジが開通することからも、この奨励金交付事業について広く情報発信し、新たな企業誘致に努められたい。

都市建設部（都市計画課）

【監査結果】

今回の定期監査は、都市建設部都市計画課の随意契約、屋根雪下ろし安全対策事業及びもとまるパーク運営管理事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和6年度の委託業務（随意契約分）は「公園清掃業務」「公園点検清掃業務」のほか22件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが3件、同条同項第2号によるものが17件、同条同項第3号によるものが4件である。

業務内容は、住宅内の管理業務、昇降機保守点検業務などである。

(2) 工事請負

令和6年度の工事請負（随意契約分）は「もとまるパーク防鳥ネット張り工事」「上高屋公園和洋便器取替工事」のほか16件であり、その理由別の内訳は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが15件、同条同項第5号によるものが3件ある。

業務内容は、ドームテント内照明の防鳥ネット張り、遊具修繕などである。

2. 屋根雪下ろし安全対策事業について(令和6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

冬期の降雪により、住居の屋根に堆積した雪下ろしによる転落事故を未然に防止するため、住居屋根に命綱固定アンカー等を設置した市民に費用の一部を補助する。

(2) 事業の内容

【対象住住宅】 市内の個人住宅、併用住宅（延床面積の1/2以上が居住スペース）、附属建物（住宅と一体的に利用している車庫、倉庫など）

【対象者】 申請時において次の条件のすべてに該当する者
①本市の住民基本台帳に登録されている者
②工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住している者
③市税、使用料及び負担金、その他市の各種融資の償還について滞納していない者

【対象工事要件】 ①屋根雪下ろし時の転落事故を防止するための命綱固定アンカー及び転落防止柵等を設置する工事であること
②他の補助制度等を利用した工事でないこと
③交付決定後の工事着工であること、かつ年度内に工事完了すること

【対象工事施工者要件】 市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者であること

【補助金の額】 工事費の1/2に相当する金額（限度額10万円）

(3) 事業実施による効果等

屋根雪下ろしは高所での作業となり、万が一転倒した際は、その衝撃により生命に危険が生じる可能性があるため、命綱固定アンカー等を設置し、安全帯、命綱を装着して作業することにより、転落を防止することができ市民の命を守ることができる。

3. もとまるパーク運営管理事業について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

もとまるパークは市民の憩いの場や地域振興の場として整備を進めている。供用時の維持管理等については、指定管理者制度を活用して包括管理を行い、市民の福祉の増進と生活文化の向上を図るとともに、高度多様化する利用者ニーズに対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る。

(2) 事業の内容

- 【指定管理業務範囲】
- ①本公園の管理運営に関する業務
 - ②本公園の維持に関する業務
 - ③工作物を設けない占用の許可に関する業務
 - ④本公園の利用料金の徴収に関する業務
 - ⑤前各号に掲げる業務のほか、指定管理者が本公園の管理上必要と認める業務のうち市の権限に属するものを除く業務

- 【管理物件】
- 園路広場：園路、ドームテント、多目的広場、芝生広場、ドッグラン
 - 修景施設：植栽、芝生、せせらぎ水路、ミスト噴水
 - 休養施設：東屋、休憩所、ベンチ・縁台
 - 遊戯施設：児童用遊具、幼児用遊具、健康遊具
 - 便益施設：管理棟、トイレ、公園西・東駐車場、駐輪場、時計台、水飲み場、PA第2駐車場（内回り・外回り）
 - 管理施設：照明施設、浄化槽、調整池、耐震性貯水槽、防災備蓄倉庫

【指定期間】 令和6年4月1日から令和16年3月31日

(3) 事業実施による効果等

民間事業者等の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や公園利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供が期待できる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、屋根雪下ろし安全対策事業及びもとまるパーク運営管理事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

屋根雪下ろし安全対策事業は、積雪期の屋根雪下ろし時の転落防止を目的に命綱固定アンカー等の設置費用を補助するものである。豪雪の年には屋根雪下ろし時の転落事故の報道を多く聞くことから、この補助金を市民に周知し、転落防止に繋がるよう努められたい。

また、もとまるパーク運営管理事業は、もとまるパークの維持管理等を指定管理者制度を利用して民間事業者による包括管理を委託するものである。令和7年度には本巣パーキングエリアが供用開始されることから、指定管理者による、もとまるパークでのイベント開催などで多くの集客による賑わいの創出や地域振興に繋がることを期待する。

教育委員会（学校教育課）

【監査結果】

今回の定期監査は、教育委員会学校教育課の委託料、小学校指導用教材購入事業及び地産地消拡大事業についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 委託料について

委託料（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

令和6年度の委託業務は「エレベーター点検業務」「学校環境衛生検査業務」「スクールバスの運行業務」「教育委員会ホームページ管理」など全33件であり、そのうち入札によるものが4件、見積書の徴取による随意契約が29件である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが4件、同条同項第2号によるものが24件、同条同項第3号によるものが1件である。

2. 小学校指導用教材購入事業について(令和6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

文部科学省が定める学習指導要領は、その時々求められる技能や知識、人間性を養うために最適な学習環境を整えることや、最新の情報を正しく学習させることなどの目的により4年ごとに改訂が行われている。それに伴い教科用図書（教科書）も4年ごとに改訂されるため教科書の採択替えが行われる。

そのため、新たに採択した教職員用の教科書と、その内容に即した指導書や指導用教材を購入するもの。

(2) 事業の内容

○購入内容

【教科用図書・指導書】

国語・書写・社会・地図・算数・理科・生活・音楽・図工・家庭・保健・英語

【指導用デジタル教材】

国語・社会・算数・理科・音楽・図工

※英語の指導用デジタル教材は国から無償配布

○物品購入

業務名	契約方法	業務内容
デジタル教科書	随意契約 (1者)	4年ごとに改定される教科用図書合ったデジタル教科書や指導用デジタル教材 (外山小学校他6校)
デジタル教科書2	随意契約 (1者)	4年ごとに改定される教科用図書合ったデジタル教科書や指導用デジタル教材 (本巣小学校)
小学校 教師用教科書・指導書	随意契約 (1者)	4年ごとに改定される教科用図書及びその他の指導書の購入 (外山小学校他6校)
小学校 教師用教科書・指導書2	随意契約 (1者)	4年ごとに改定される教科用図書及びその他の指導書の購入 (本巣小学校)

(3) 事業実施による効果等

改訂された学習指導要領に合った教科書を用いて、その時々求められる学習を行うことができるようになる。また、新たな教科書に合ったデジタル教材を用いて、学習指導ができるようになる。

3. 地産地消拡大事業について(令和5・6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本市では子どもたちが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていく、健全な心と体を培うため「安くて美味しい給食の提供」を推進しており、特に毎月19日には献立の全ての品に県内産の食材を使用する「ふるさと食材の日」を実施するとともに、この日以外にもできる限り本県市産食材の使用に努めてきた。

令和5年度から拡大実施している毎月2回の「ふるさと食材の日」を継続するとともに、引き続き美味しく魅力的な給食を提供するため、物価高騰により賄材料費が上昇する中においても一般財源を増額して地産地消にかかる予算を確保し、食材の質の低下を抑える。

品質の安定している県産食材を取り入れることで、県内農産、水産、畜産業の支援にも務めていく。

(2) 事業の内容

○ふるさと食材の日を毎月2回実施

献立の全ての品に岐阜県産の食材を使用

○もとまる給食の日を毎月1回実施

献立の全ての品に本県市産の食材を使用

○毎日の給食の献立に岐阜県産、本県市産の食材を優先的に使用

○安全への取組

国が推進する「みどりの食料システム戦略」の目標に掲げる「科学農薬及び化学肥料の使用量の低減」に基づき栽培し、令和6年の秋に収穫された本県市産のハツシモを給食に使用した。令和6年度は栽培する生産者が少なく、給食での提供が1回にとどまったが、今後は収穫量に応じて提供回数を増やしていく予定。

化学肥料 : 100%削減(不使用)

化学合成農薬: 50%削減(害虫の大量発生により使用せざるを得なかった)

※通常、給食で提供する米も、ぎふクリーン農業(農薬や化学肥料の使用量を30%以上削減)に準じて栽培された本県市産のハツシモである。

○事業費

令和5年度	予算額	地産地消賄材料費	50,000千円	(決算額49,996千円)
		内訳 給食費(受益者負担)	23,000千円	(決算額23,000千円)
		一般財源	27,000千円	(決算額26,996千円)
令和6年度	予算額	地産地消賄材料費	50,000千円	
		内訳 給食費(受益者負担)	13,000千円	
		一般財源	37,000千円	

(3) 事業実施による効果等

給食費の保護者負担を増やすことなく、美味しい魅力的な給食の提供を継続でき、県内産の食材を使用することで、県内の農家や水産業者の支援と地域の活性化につながる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である委託料、小学校指導用教材購入事業及び地産地消拡大事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

小学校指導用教材購入事業は、4年ごとに改定される教科書の採択替えに伴い、教職員用の教科書・指導書・指導用教材を購入するものである。今後デジタル教材を使用する教科も増えることが予測されることから、教職員のデジタル人材育成に努められたい。

また、地産地消拡大事業は、岐阜県産の食材を使用したふるさと食材の日、本巣市産の食材を使用したもとまる給食の日など、美味しく魅力的な給食の提供をする事業である。この事業により、子どもたちの食育や地域への活性化にもいい影響を及ぼすことになるため、今後もこの事業が続けられることを望む。

教育委員会（幼児教育課）

【監査結果】

今回の定期監査は、教育委員会幼児教育課の随意契約及び小規模保育事業施設整備補助事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和6年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和6年度の委託業務（随意契約分）は「尿検査業務」「真正地域幼稚園防鼠害虫駆除点検業務」のほか23件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが17件、同条同項第2号によるものが8件である。

業務内容は、幼稚園庭園等の剪定・薬剤散布、幼稚園システムの保守などである。

(2) 物品購入

令和6年度の物品購入（随意契約分）は「糸貫東幼稚園消火器購入業務」のほか1件であり、その理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

(3) 修繕業務

令和6年度の修繕業務（随意契約分）は「弾正幼稚園通園バスタイヤ取替修繕」のほか4件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるものが4件、同条同項第5号によるものが1件である。

業務内容は、幼稚園の通園バスタイヤの取替修繕などである。

(4) 借上業務

令和6年度の借上業務（随意契約分）は「本巢市子育てサイトサーバー利用業務」のほか3件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが3件、同条同項第6号によるものが1件である。

業務内容は、遠足バス借上業務などである。

(5) 役務購入

令和6年度の役務業務（随意契約分）は「子どもセンター損害保険」のほか1件であり、その理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

2. 小規模保育事業施設整備補助事業について(令和6年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本事業は、小規模保育事業を行う民間団体等に対して補助金を交付するものである。

本市の令和7年4月1日時点での待機児童の見込みはないものの、年度の途中入園においては、利用申込に対し入園保留（潜在的待機児童）となるケースが想定される。またこども誰でも通園制度が試行的に実施されている中、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度として全自治体での実施とされることから、今後も保育需要の高まりが予測される。

このため、民間の小規模保育事業を行う事業所を誘致することにより、潜在的待機児童の解消及び多様化する保育ニーズに応える。

(2) 事業の内容

【保育所種類】小規模保育施設 1ヶ所

【補助率】国：2/3 市：1/12

【補助内容】建設工事費

【保育内容】①6ヶ月からの保育受入れ
②こども誰でも通園制度

(3) 事業実施による効果等

本市における途中入園児の入園保留（潜在的待機児童）の解消及びこども誰でも通園制度など多様化する保育ニーズへの対応が期待される。

また、安心して子どもを預ける環境を整えることにより、女性の仕事復帰が促され、女性が活躍できる社会の実現に繋がる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約及び小規模保育事業施設整備補助事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

小規模保育事業施設整備補助事業は、入園保留、こども誰でも通園制度に対応する小規模保育事業所を行う民間団体等に補助するものである。本巣市立の幼稚園では対応していない6ヶ月から2歳児のこどもの保育受入など、これに対応する民間の小規模保育事業を行う事業所を誘致することで、多子の子育てや保護者の早期の仕事復帰など、安心して子育てができる環境に繋がること期待する。

定期監査実施対象課及び主眼項目（実績）

	日 時	部局名	課 名	主 眼 項 目
第 1 日 目	2/3（月） 8:54～9:56	総務部	総務課	市営バス運行事業（根尾地域以外）について 消防署整備事業について 洪水ハザードマップ更新事業について
	2/3（月） 10:12～10:59	企画部	人事秘書課	R6 随意契約について 職員採用等の状況について 職員研修の状況について
	2/3（月） 11:07～11:55	水道環境部	環境課	R6 随意契約について もとす広域連合衛生施設負担金について 動物死体処理委託料について
	2/3（月） 13:28～14:20	健康福祉部	福祉支援課	R6 随意契約について 重層的支援体制整備事業について 児童手当支給事業について
	2/3（月） 14:37～15:23	健康福祉部	長寿支援課	R6 随意契約について 紙おむつ購入費助成事業について（高齢者） 糸貫ぬくもりの里屋上防水改修事業について
第 2 日 目	2/4（火） 8:54～9:47	産業経済部	農政課	元気な農業産地構造改革支援事業について スマート農業技術導入支援事業について 新規就農者経営発展支援事業について
	2/4（火） 10:10～10:55	産業経済部	商工観光課	R6 委託料について 事業者サポート補助金交付事業について 企業立地促進奨励金交付事業について
	2/4（火） 11:00～12:00	都市建設部	都市計画課	R6 随意契約について 屋根雪下ろし安全対策事業について もとまるパーク運営管理事業について
	2/4（火） 13:15～14:12	教育委員会	学校教育課	R6 委託料について 小学校指導用教材購入事業について 地産地消拡大事業について
	2/4（火） 14:30～15:11	教育委員会	幼児教育課	R6 随意契約について 小規模保育事業施設整備補助事業について

○実施場所 本巢市役所 3階 第1会派室